

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年 8 月29日
【発行者の名称】	G Tホールディングス株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 牟田 成
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪四丁目24番58号
【電話番号】	03-6459-3922(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 矢野 義雄
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	G Tホールディングス株式会社 https://gt-hd.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J－A d v i s e rが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ－A d v i s e rを選任する必要があります。J－A d v i s e rの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第 3 期	第 4 期	第 5 期
決算年月	2023年 5 月	2024年 5 月	2025年 5 月
売上高 (千円)	28,061,395	36,094,139	38,917,108
経常利益 (千円)	779,229	892,263	1,088,209
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	543,946	612,187	714,335
包括利益 (千円)	545,058	612,187	711,288
純資産額 (千円)	2,611,904	3,224,092	3,935,380
総資産額 (千円)	13,053,280	16,699,305	20,080,827
1 株当たり純資産額 (円)	561.91	693.87	847.19
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純利益 (円)	116.96	131.96	153.98
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	113.54	128.09	149.47
自己資本比率 (%)	20.0	19.3	19.6
自己資本利益率 (%)	23.3	21.0	20.0
株価収益率 (倍)	13.68	12.12	10.39
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△888,185	△1,262,797	△1,066,944
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△53,596	△419,369	△356,216
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,043,403	1,929,841	2,466,086
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,756,426	2,004,101	3,047,026
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (人)	181 〔41〕	252 〔44〕	306 〔47〕

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益について、第 3 期は、2023 年 4 月 18 日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場したため、新規上場日から 2023 年 5 月期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
2. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
4. 第 5 期の従業員数の増加は、新規出店や新卒採用に加え、既存拠点の体制強化を目的とした人員補強を進めたことによるものであります。
5. 2022 年 12 月 28 日付で普通株式 1 株につき 200 株の株式分割を行っておりますが、第 3 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を算定しております。

2 【沿革】

当社は、代表取締役会長兼CEOの牟田成が2001年6月に個人でリサイクル品の取り扱いを開始し、その後、2006年11月に東京ぶらんど(株)(現：当社及びグローバルトレード(株))を法人化しております。
当社及び当社グループを構成する各社の沿革は以下の通りであります。

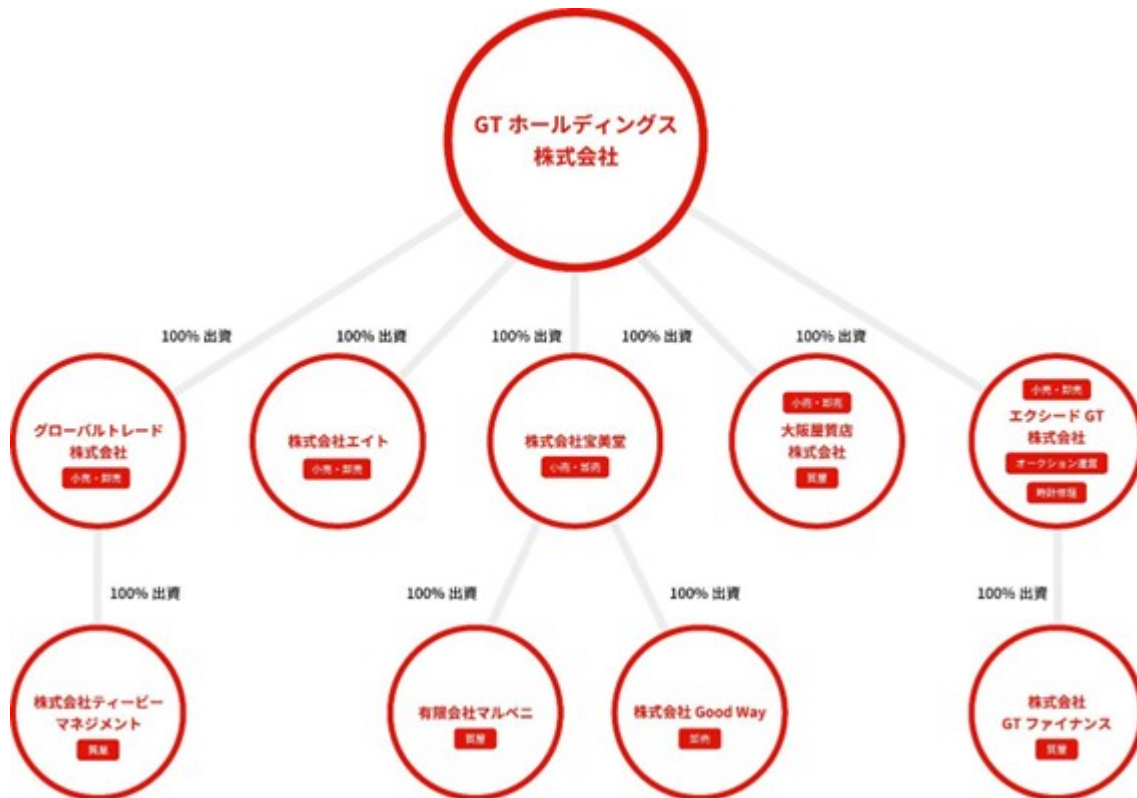
年月	概要
2001年6月	代表取締役会長兼CEOの牟田成が個人でリサイクル品の取り扱いを開始
2006年11月	東京ぶらんど(株)(現：当社及びグローバルトレード(株))を東京都品川区小山に設立(資本金5,000千円)
2008年4月	資本金を10,000千円に増資
2009年6月	東京ぶらんど(株)からグローバルトレード(株)へ商号変更
2010年9月	本店を東京都品川区東五反田へ移転
2015年1月	(株)エイト設立
2015年2月	本店を東京都港区高輪へ移転
2016年12月	神奈川県厚木市で「コレクションシバ」の屋号でブランド品買取・販売及び質店を展開する(株)コレクション・シバ(現エクシードG T(株)、(株)G Tファイナンス)を完全子会社化
2017年1月	東京都渋谷区神宮前でヴィンテージ品販売を展開する(株)M J w o r k s (現エクシードG T(株))を子会社化
2017年12月	大阪市福島区でブランド品買取・販売を展開するアイビートレード(株)(現(株)宝美堂)を子会社化 大阪市中央区でブランド品買取・販売を展開する(株)宝美堂、大阪市中央区で質店を展開する(有)マルベニを完全子会社化
2018年2月	東京都港区麻布十番で「富士屋」「blanc」の屋号でブランド品買取・販売及び質店を展開する(有)ケイエス企画(現エクシードG T(株)、(株)G Tファイナンス)を完全子会社。
2018年3月	アイビートレード(株)(現(株)宝美堂)の株式を追加取得し完全子会社化
2018年4月	子会社である、(株)宝美堂及びアイビートレード(株)の2社を、(株)宝美堂を存続会社として吸収合併 グローバルトラスト(株)(現エクシードG T(株))設立
2020年2月	(株)エイト及び(株)M J w o r k s (現エクシードG T(株))の株式を追加取得し完全子会社化
2020年9月	横浜市中区日ノ出町及び川崎市川崎区砂子でブランド品買取・販売及び質店を展開する大阪屋質店(株)を完全子会社化
2020年10月	(株)ディービーマネジメントを設立 グローバルトレード(株)が単独株式移転により完全親会社である当社(G Tホールディングス(株))を設立
2021年2月	連結子会社の決算期を10月から5月へ変更
2021年3月	子会社である(株)コレクション・シバがエクシードG T(株)に商号変更
2021年6月	子会社である、エクシードG T(株)及びグローバルトラスト(株)、(有)ケイエス企画、(株)M J w o r k s の4社を、エクシードG T(株)を存続会社として吸収合併 孫会社である、(株)富士屋を(株)G Tファイナンスに吸収合併
2021年7月	ブランド品専門の法人向けオークション「G Tオークション」を横浜市港北区(新横浜駅前)で開始
2021年10月	東京都新宿区歌舞伎町に「東京ぶらんど新宿歌舞伎町店」を出店
2021年11月	大阪市中央区心斎橋筋にエルメス専門店「宝美堂3号店 ORANGE BOUTIQUE」を出店
2022年3月	(株)宝美堂の子会社として、(株)G o o d W a yを設立
2022年5月	資本金を1億円に増資
2022年9月	東京都渋谷区に「東京ぶらんど」「ORANGE BOUTIQUE」を出店
2023年2月	東京都渋谷区に「VINTAGE Q00 TOKYO 表参道本店」を出店
2023年4月	東京都中央区に「ORANGE BOUTIQUE 銀座店」を出店 東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式を上場
2023年6月	大阪市中央区でブランド品のEC販売を展開する(株)ブルークウォッチカンパニーを完全子会社化
2023年12月	東京都中央区に「BLACK BOUTIQUE」を出店
2024年1月	大阪市中央区心斎橋筋にヴィンテージブランドショップ「VINTAGE Q00 TOKYO 心斎橋」を出店
2024年3月	東京都渋谷区の「VINTAGE Q00 TOKYO 表参道本店」を増床
2024年6月	子会社である(株)G o o d W a yと(株)ブルークウォッチカンパニーの2社を、(株)G o o d W a yを存続会社として吸収合併
2024年12月	東京都渋谷区に「東京ぶらんど Produce by ALAMODE 渋谷109店」を出店

3 【事業の内容】

当社グループは、持株会社である当社及びその完全子会社5社(グローバルトレード㈱、㈱宝美堂、㈱エイト、大阪屋質店㈱、エクシードG T㈱)、エクシードG T㈱の子会社の㈱G Tファイナンス、グローバルトレード㈱の子会社の㈱ティービーマネジメント、㈱宝美堂の子会社の㈱マルベニ、㈱G o o d W a yから構成されています。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

[グループの状況]



当社グループの事業セグメントは「ブランドリユース事業」のみであります。同セグメントは、ブランド品買取・販売事業、オークション運営事業、質屋事業、時計修理事業から構成されております。当社グループの事業セグメントを構築する各事業について次の通りであります。

事業	会社名	事業内容と特徴
ブランド品買取・販売事業	グローバルトレード㈱	・買取・販売店舗「東京ぶらんど」「ORANGE BOUTIQUE」「BLACK BOUTIQUE」の運営 ・楽天市場、ヤフー等の通信販売「東京ぶらんど」のサイト運営 ・当社グループ開催及び他社開催のオークションによる販売
	㈱宝美堂	・買取・販売店舗「宝美堂」「ORANGE BOUTIQUE」「HOUBIDOU×BLUEK WATCH COMPANY」の運営 ・楽天市場、ヤフー等の通信販売「宝美堂」「ブルークウォッチカンパニー」のサイト運営 ・当社グループ開催及び他社開催のオークションによる販売
	㈱エイト	・買取・販売店舗「東京ぶらんど」「ORANGE BOUTIQUE」の運営 ・楽天市場、ヤフー等の通信販売「a la mode」のサイト運営 ・ヴィンテージショップ「VINTAGE Q00 TOKYO」の運営 ・当社グループ開催及び他社開催のオークションによる販売
	大阪屋質店㈱	・買取・販売店舗「大阪屋」の運営 ・楽天市場、ヤフー等の通信販売「大阪屋」のサイト運営 ・当社グループ開催及び他社開催のオークションによる販売
	エクシードG T㈱	・買取・販売店舗「コレクションシバ」「麻布十番blanc」の運営 ・楽天市場、ヤフー等の通信販売「コレクションシバ」「麻布十番blanc」のサイト運営 ・当社グループ開催及び他社開催のオークションによる販売
	㈱G o o d W a y	・買取・販売 ・当社グループ開催及び他社開催のオークションによる販売
オークション運営事業	エクシードG T㈱	・「G Tオークション(Global Trade Auction)」の運営
質屋事業	大阪屋質店㈱	・質「大阪屋」の店舗運営
	㈱ティービーマネジメント	・質「東京ぶらんど質屋」の店舗運営
	(有)マルベニ	・質「マルベニ質店」の店舗運営
	㈱G Tファイナンス	・質「コレクションシバ」の店舗運営 ・質「富士屋」の店舗運営
時計修理事業	エクシードG T㈱	・「時計のお医者さん.com」のサイト運営

① ブランド品買取・販売事業

<グローバルトレード㈱>

「東京ぶらんど」は、東京・神奈川にブランド買取専門店3店舗、ブランド買取・販売店2店舗の計5店舗を展開するブランド買取・販売専門店です。店頭買取はもちろん、宅配買取、出張買取と多種多様な買取方法に対応しております。また、エルメス専門の買取・販売店(ORANGE BOUTIQUE 銀座店)及びシャネル専門の買取・販売店(BLACK BOUTIQUE 銀座店)の運営も行っております。

なお、楽天市場、ヤフー等の通信販売「東京ぶらんど」のサイト運営を行っております。

現在の店舗数は、次の通りであります。

店舗名	取扱商品	特徴
東京ぶらんど新宿歌舞伎町店	バッグ、時計、ジュエリー等	買取・販売店 最寄り駅(各線新宿駅)
東京ぶらんど新宿南口店	バッグ、時計、ジュエリー等	買取・販売店、質屋兼業 最寄り駅(各線新宿駅)
東京ぶらんど品川高輪店	バッグ、時計、ジュエリー等	買取専門店 最寄り駅(各線品川駅)
東京ぶらんど新横浜店	バッグ、時計、ジュエリー等	買取専門店、質屋兼業 最寄り駅(各線新横浜駅)
東京ぶらんど溝の口店	バッグ、時計、ジュエリー等	買取専門店、質屋兼業 最寄り駅(各線溝の口駅)
ORANGE BOUTIQUE 銀座店	バッグ、時計、ジュエリー、アパレル (エルメス)等	エルメス専門の買取・販売店 最寄り駅(各線銀座駅)
BLACK BOUTIQUE 銀座店	バッグ、時計、ジュエリー、アパレル (シャネル)等	シャネル専門の買取・販売店 最寄り駅(各線銀座駅)

※ 古物商許可証：東京都公安委員会 第302180609356号

<㈱宝美堂>

1957年創業の宝美堂は大阪を拠点にバッグ、時計、ジュエリー、アパレル等のブランド品を扱うブランドリユース事業を展開しております。また、楽天市場、ヤフー等の通信販売「宝美堂」「ブルークウォッチカンパニー」のサイト運営を行っております。

現在の店舗数は、次の通りであります。

店舗名	取扱商品	特徴
宝美堂本社	バッグ、時計、ジュエリー、アパレル 等	買取・販売店 最寄り駅(各線心斎橋駅ほか)
宝美堂1号店	バッグ、時計、ジュエリー等	買取・販売店 最寄り駅(各線心斎橋駅ほか)
宝美堂2号店	バッグ、時計、ジュエリー等	買取・販売店 最寄り駅(各線心斎橋駅ほか)
宝美堂3号店 ORANGE BOUTIQUE	バッグ、時計、ジュエリー、アパレル (エルメス)等	エルメス専門の買取・販売店 最寄り駅(各線心斎橋駅ほか)
宝美堂4号店 VINTAGE QOO TOKYO	ヴィンテージのバック、時計、ジュエ リー、アパレル等	ヴィンテージ専門の販売店 最寄り駅(各線心斎橋駅ほか)
HOUBIDOU×BLUEK WATCH COMPANY	バッグ、時計、ジュエリー、アパレル 等	買取・販売店 最寄り駅(各線心斎橋駅ほか)

※ 古物商許可証：大阪府公安委員会 第621113505921号

<㈱エイト>

ルイヴィトン、エルメス、シャネル、グッチ、プラダなどのラグジュアリーブランドをはじめとし、有数のブランドを取り扱っている「東京ぶらんどProduce by ALAMODE ORANGE BOUTIQUE」「東京ぶらんどProduce by ALAMODE 渋谷109店」と、シャネルを中心とした有数のヴィンテージブランド品を取扱っている「VINTAGE QOO TOKYO」の運営を行っております。

また、楽天市場、ヤフー等の通信販売「a la mode」や自社ECサイト「VINTAGE QOO TOKYO」の運営を行っております。現在の店舗数は、次の通りであります。

店舗名	取扱商品	特徴
VINTAGE QOO TOKYO	ヴィンテージのバック、時計、ジュエリー、アパレル等	ヴィンテージ専門の販売店 最寄り駅(各線表参道駅)
東京ぶらんどProduce by ALAMODE ORANGE BOUTIQUE	バッグ、時計、ジュエリー等	買取・販売店 最寄り駅(各線渋谷駅)
東京ぶらんどProduce by ALAMODE 渋谷109店	バッグ、時計、ジュエリー等	買取・販売店 最寄り駅(各線渋谷駅)

※ 古物商許可証：東京都公安委員会 第301101505440号

<大阪屋質店㈱>

1927年創業、「大阪屋」の屋号にて横浜及び川崎で事業展開を行っております。近年では横浜日ノ出町本店のリニューアル及び京急川崎駅前店の移転を行い、時計、ジュエリーを中心に店舗販売、ネット販売でのBtoCの強化、オークション出品や卸売によるBtoBも積極的に行い、販売の裾野を拡げております。また、楽天市場、ヤフー等の通信販売「大阪屋」のサイト運営も行っております。

現在の店舗数は、次の通りであります。

店舗名	取扱商品	特徴
横浜日ノ出町本店	バッグ、時計、ジュエリー、アパレル等	買取・販売店、質屋兼業 最寄り駅(京急本線日ノ出町駅)
京急川崎駅前店	バッグ、時計、ジュエリー、アパレル等	買取・販売店、質屋兼業 最寄り駅(各線川崎駅)

※ 古物商許可証：神奈川県公安委員会 第451360022634号

<エクシードG T㈱>

神奈川県厚木市及び東京都港区麻布十番で買取・販売店舗を営むとともに、楽天市場、ヤフー等の通信販売「コレクションシバ」及び「麻布十番blanc」のサイト運営を行っております。

店舗名	取扱商品	特徴
コレクションシバ	バッグ、時計、ジュエリー、アパレル等	買取・販売店、質屋兼業 最寄り駅(小田急線本厚木駅)
麻布十番blanc	バッグ、時計、ジュエリー、アパレル等	買取・販売店、質屋兼業 最寄り駅(各線麻布十番駅)

※ 古物商許可証：神奈川県公安委員会 第452740500115号

② オークション運営事業

<エクシードG T㈱>

2021年7月よりブランド品専門の法人向けオークション「G Tオークション」を開催しております。オークションは毎月13日(時計大会)、14日(宝石大会)、15日(バッグ大会)と3日間にかけて行われております。

手数料一覧(取引価格に対して)

種類	買主	売主
年会費	年会費無料	年会費無料
時計	2 %	2 %
宝石	5 %	2 %
バッグ・雑貨	5 %	2 %

③ 質屋事業

<大阪屋質店(株)>

「大阪屋」の店舗にて質屋事業を営んでおります。

店舗名	免許等	住所
横浜日ノ出町本店	質営業許可証：第451360022635号	横浜市中区 最寄り駅(京急本線日ノ出町駅)
京急川崎駅前店	質営業許可証：第452500029001号	川崎市川崎区 最寄り駅(各線川崎駅)

<㈱ティービーマネジメント>

親会社であるグローバルトレード(株)のブランド買取・販売専門店舗「東京ぶらんど」にて「東京ぶらんど質屋」の屋号で質屋事業を営んでおります。

店舗名	免許等	住所
東京ぶらんど質屋新宿南口店	質屋営業許可証：第303322115661号	東京都新宿区 最寄り駅(各線新宿駅)
東京ぶらんど質屋新横浜店	質屋営業許可証：第451450019666号	横浜市港北区 最寄り駅(各線新横浜駅)
東京ぶらんど質屋溝の口店	質屋営業許可証：第452530012262号	川崎市高津区 最寄り駅(各線溝の口駅)

<㈫マルベニ>

1953年創業のマルベニ質店は、地域に根付いた営業スタイルで、現在、下記4店舗にて「マルベニ質店」の屋号で質屋事業を営んでおります。

店舗名	免許等	住所
本店	質屋営業許可証：第62111R027457号	大阪市中央区 最寄り駅(各線心斎橋駅ほか)
三津寺筋店	質屋営業許可証：第621110197454号	
心斎橋筋店	質屋営業許可証：第62111R048214号	
南船場店	質屋営業許可証：第62111R068507号	

※ 古物商許可証：大阪府公安委員会 第621111701104号

<㈱G Tファイナンス>

「コレクションシバ」「富士屋」の店舗にて質屋事業を営んでおります。

店舗名	免許等	住所
コレクションシバ	質屋営業許可証：第452740015834号	神奈川県厚木市 最寄り駅(小田急線本厚木駅)
富士屋	質屋営業許可証：第301112120023号	東京都港区 最寄り駅(各線麻布十番駅)

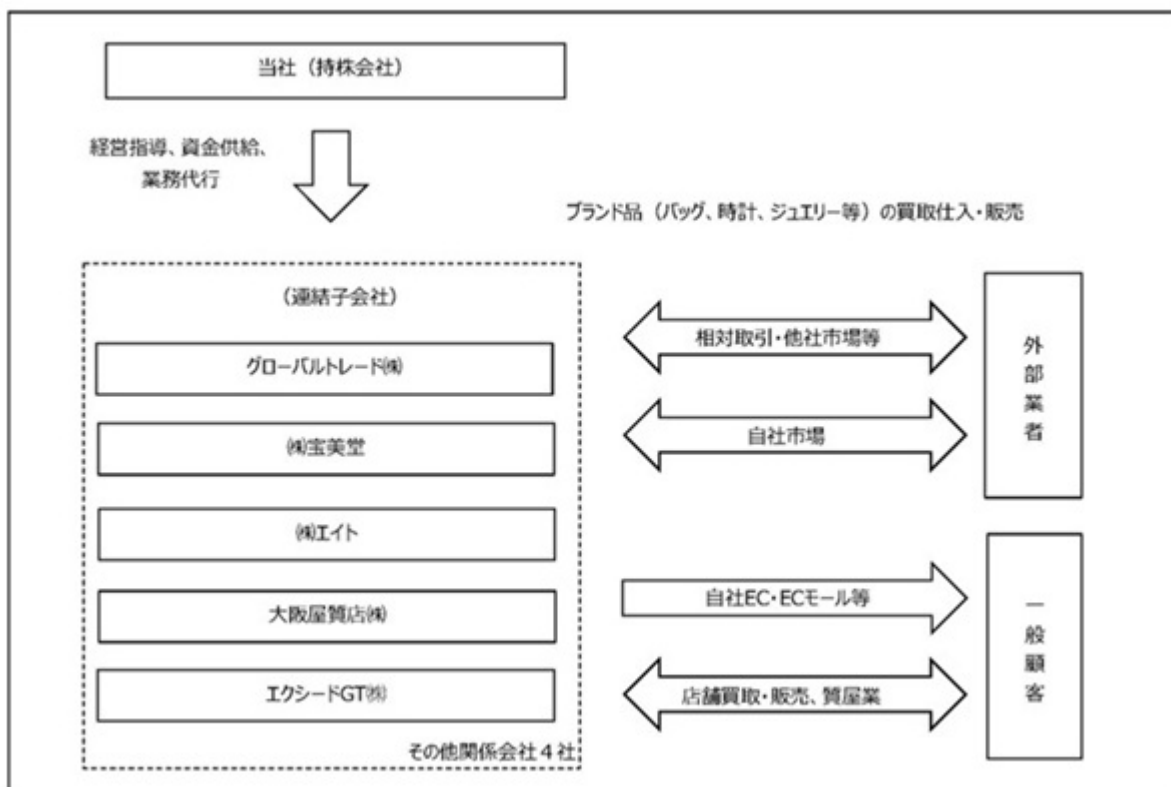
④ 時計修理事業

<エクシードG T(株)>

主に海外ブランドの機械式時計(自動巻・手巻時計)の修理を行っております。修理の受付は、東京ぶらんど各店舗でも行っておりますが「時計のお医者さん.com」のサイトから注文可能となっております。

<事業系統図>

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) グローバルトレード㈱ (注) 2、5	東京都港区	10,000	ブランドリ ユース事業	100.0	役員の兼任1名、資金の 貸付、経営指導・管理業 務の受託
㈱宝美堂 (注) 2、5	大阪市中央区	35,000	同上	100.0	役員の兼任1名、資金の 貸付、経営指導・管理業 務の受託
㈱エイト (注) 2、5	東京都大田区	9,990	同上	100.0	役員の兼任1名、資金の 貸付、経営指導・管理業 務の受託
大阪屋質店㈱	横浜市中区	5,000	同上	100.0	役員の兼任1名、資金の 貸付、経営指導・管理業 務の受託
エクシードG T㈱ (注) 2、5	横浜市港北区	10,000	同上	100.0	役員の兼任1名、資金の 貸付、経営指導・管理業 務の受託
㈱ティービーマネジメント (注) 4	東京都品川区	5,000	同上	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
(有)マルベニ (注) 4	大阪市中央区	3,000	同上	100.0 (100.0)	—
㈱G Tファイナンス (注) 2、4	神奈川県厚木市	10,000	同上	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
㈱G o o d W a y (注) 2、4	大阪市中央区	10,000	同上	100.0 (100.0)	役員の兼任1名

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. 議決権の所有割合欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。
5. グローバルトレード㈱、㈱宝美堂、㈱エイト及びエクシードG T㈱については、売上高(連結会社相互間の
内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等(2025年5月期)

グローバルトレード㈱	① 売上高	13,833,078	千円
	② 経常利益	49,256	〃
	③ 当期純利益	35,313	〃
	④ 純資産額	661,491	〃
	⑤ 総資産額	4,917,648	〃
㈱宝美堂	① 売上高	12,437,007	千円
	② 経常利益	76,361	〃
	③ 当期純利益	△22,831	〃
	④ 純資産額	200,430	〃
	⑤ 総資産額	5,906,704	〃
㈱エイト	① 売上高	9,568,699	千円
	② 経常利益	664,431	〃
	③ 当期純利益	471,538	〃
	④ 純資産額	1,244,955	〃
	⑤ 総資産額	4,341,102	〃
エクシードG T㈱	① 売上高	10,108,847	千円
	② 経常利益	353,280	〃
	③ 当期純利益	251,134	〃
	④ 純資産額	1,332,107	〃
	⑤ 総資産額	3,697,578	〃

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年5月31日現在

従業員数(人)
306(47)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社グループは、ブランドリユース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 従業員数が前連結会計年度末と比べ54名増加したのは、新規出店や新卒採用に加え、既存拠点の体制強化を目的とした人員補強を進めたことによるものであります。

(2) 発行者の状況

2025年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
7(1)	43.4	2.2	7,341

- (注) 1. 当社は純粋持株会社であるため、セグメント別の記載はしていません。
2. 従業員数は就業人員(執行役員及び当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における我が国の経済は、コロナ禍からの回復が進み、人流の増加やインバウンド需要の拡大により、経済社会活動の正常化が定着しつつあります。一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や中東の緊張状況による資源価格の上昇、円安進行に伴う物価高が続いており、家計や企業活動への影響が懸念されております。こうした中、景気は持ち直しの動きを見せているものの、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

インバウンド需要の拡大においては、日本政府観光局の発表によれば、2025年春には訪日外客数が月間ベースで過去最高を更新する月も見られるなど観光需要の本格回復が顕著となり、当社グループが属するブランドリユース事業の業績の下支えとなっております。

また、国内においては、物価上昇の継続と賃上げの動きが同時に進行する中、資産価値や持続可能性を重視した消費行動の広がりとともにリユース市場への関心が一段と高まっており、拡大基調が続いております。

当社グループは「確かなものを いつまでも 価値あるものに」という経営理念を掲げ、世の中のニーズに対応し、価値ある商品を提供し続けることで、持続可能な社会の実現を目指してまいりました。このような状況のもと、販売においては、2024年12月に「東京ぶらんど Produce by ALAMODE 渋谷109店」をJR渋谷駅から徒歩3分の立地にオープンし、多言語対応を講じながら店舗運営を行ってまいりました。またG Tオークションにおいては、お客様にとって利用しやすいオークションを目指し、利便性や機能性、商品クオリティの強化を目指し運営してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は38,917,108千円(前年同期比7.8%増)となり、営業利益1,292,702千円(前年同期比2.5%減)、経常利益1,088,209千円(前年同期比22.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は714,335千円(前年同期比16.7%増)となりました。

なお、当社グループは、「ブランドリユース事業」の単一セグメントとしております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は3,047,026千円(前連結会計年度末比1,042,924千円増加)となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は1,066,944千円(前年同期は1,262,797千円の減少)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益の計上998,166千円があったものの、棚卸資産の増加額2,152,021千円、法人税等の支払額415,437千円、利息の支払額213,842千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は356,216千円(前年同期は419,369千円の減少)となりました。これは主に、敷金及び保証金の回収による収入43,059千円があったものの、投資不動産の取得による支出213,572千円、敷金及び保証金の差入による支出79,501千円、投資有価証券の取得による支出50,000千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果取得した資金は2,466,086千円(前年同期は1,929,841千円の増加)となりました。これは主に、短期借入金の純増額2,975,313千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業は生産の形態を取らないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループの事業は受注の形態を取らないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業で示すと、次の通りであります。

事業の名称	第5期連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	前年同期比(%)
ブランドリュース事業(千円)	38,917,108	107.8
合計(千円)	38,917,108	107.8

3 【対処すべき課題】

1. M&A及びグループ経営管理体制の強化

当社グループは、永続的な成長を実現するために、企業買収の検討を行っております。当社グループが属する業界では、業界再編が活発に行われており、本業の不振、後継者不足から事業を手放す場合があると考えております。このような企業に対し、当社グループの強みを発揮しその価値を高めることができるケースが存在することから、当社グループは優良なM&Aの案件があった場合、収益性を慎重に検討した上で、M&Aを実施してまいります。また、更なる企業価値を目指すためにも、グループ経営管理体制の強化やコーポレート・ガバナンスの強化は必須のものとして取り組んでまいります。

2. 財務基盤の強化

当社グループが属する業界では、現金決済が原則であるため、その資金は金融機関からの借入れで行っております。今後もブランド品の買取仕入れに伴う運転資金が必要となり、当社グループにおける有利子負債の依存度は高水準で推移する可能性があります。そのため、財務基盤の強化を経営上の課題と認識しております。その対策として、2024年3月には、大手金融機関を対象に115億円のシンジケートローンを組成し、財務基盤の強化に取り組んでおります。

3. オークション事業の強化

ブランド品オークションである「GTオークション」は、2021年7月にスタートし、現在では国内有数の取扱高を誇るオークションへ成長してまいりました。当オークションの成長が当社グループの今後の事業基盤の拡充に不可欠であり、今後も出来高の増加に積極的に取り組んでまいります。

4. 人材確保・育成

事業の安定化及び拡大を図るためには、優秀な人材を継続的に確保し、育成することが重要であると認識しております。中でも当社グループが取り扱うブランド品の買取仕入れについては、店舗査定スタッフのほか、事業者をメインに買取仕入れを行うバイヤーが必要不可欠で、各店舗への商品陳列や集客、当社グループ全体の収益確保はバイヤーの能力に依る要素が大きいと考えられ、バイヤーへの権限の委譲等を進め、バイヤーの定着率を高める各種施策を講じております。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業及び業績に重要な影響を与える可能性がある事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、重要であると考えられる事項につきましては、積極的な情報開示の観点から以下に示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本発行者情報の利用にあたりましては、本項の記載事項をご精読いただき、十分にご理解いただきたくお願い申し上げます。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

1. 中古品ブランド品の仕入れについて

当社グループの事業において、中古ブランド品の買取仕入れは収益確保における基盤となっております。しかしながら、ブランド品の買取仕入れは新品と異なり、相手先の売却希望に依存することから、仕入量の調節が難しいという環境にあります。より安定した買取仕入れを行うべく、インターネット上での広告出稿や出張買取等の施策を行っております。しかしながら、今後における景気動向の変化、競合の買取業者の増加、顧客マインドの変化、ブランド品及び金の相場変動等によって、質・量ともに安定的な中古ブランド品の確保が困難となった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 仕入担当者について

中古ブランド品の仕入金額については、金やプラチナ等の相場があるものを除き、あらかじめ流通価格が決まっているものではありません。また、ブランド品の人気の移り変わりや近年における中古品流通量の増大により、当社グループのブランド品買取仕入れにおいては、商品の真贋チェックを行い、その時々状況に合わせた適正な買取仕入れ価格を提示できる査定スタッフの存在が欠かせません。従って、専門知識と経験を持ち合わせた査定スタッフの人員確保は、当社グループの重要な経営課題であると認識しております。

以上により、査定スタッフの人員確保が計画通り進まない場合、当社グループの中古品買取仕入れ活動及び店舗の出店計画は制約を受けるため、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. コピー品取り扱いについて

当社グループで行っているブランド品の買取仕入れ及び質預りにおいて、コピー品が持ち込まれるリスクが潜んでおります。当社グループでは、日頃から査定スタッフの真贋チェック能力の向上に努めるとともに、コピー品に関する情報収集により買取仕入れ及び質預り防止に努めております。また、必要に応じて社外へ真贋チェックを依頼しております。なお、誤ってコピー品を取り扱った場合は、全て返品又は廃棄処理を行い、流通防止に努めております。

しかしながら、当社グループの事業の特性上、コピー品の取り扱いを完全に防ぐことは極めて困難であり、誤ってコピー品を流通させた場合、当社グループの信頼や評判の低下により当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 盗品取り扱いについて

当社グループで行っているブランド品の買取仕入れ及び質預りにおいては、意図せずに盗品を取り扱うリスクが潜んでおります。当社グループは、警察とも密接に連携し、協力を図るとともに、少しでも疑わしいと思われる商品については買い取りを控えるなど、盗品の買取仕入れ及び質預り、流通の防止の対策を講じております。

しかしながら、当社グループの事業の特性上、盗品の取り扱いを完全に防ぐことは極めて困難であり、誤って盗品の取り扱いを行ってしまった場合には、被害者への無償回復を行う必要が生じるほか、顧客からの信頼が損なわれ、当社グループの信頼や評判の低下により当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 在庫について

当社グループの取り扱うブランド品は、市場の需給や流行に大きく左右される商品が大半であります。そのため販売時点情報管理(P O S)システムを導入し、拠点在庫をすべて管理しております。商品が長期滞留した場合には、棚卸資産評価損を計上することにより、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 質物の取り扱いについて

質屋業においては、預かった品物(質物)を担保として金銭を貸し付けるサービスを行っております。顧客は、質料(金銭の貸付に対する利息の性格を有するもの)を支払って契約を継続するか流質させる(質物を放棄し、債務の弁済に充てる)かを選択できるものであります。そのため、顧客はいつでも元利金を返済して、その品物(質物)を受け戻すことが出来ます。そのため、顧客に返却する品物(質物)については、盗難等による紛失に備えるため、法的に定められた保管場所である質蔵にて厳重に保管しておりますが、保管中の品物(質物)が盗難等による紛失が発生した場合、被害者への無償回復を行う必要が生じるほか、顧客からの信頼が損なわれ、当社グループの信頼や評判の低下により当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

7. 自然災害等による影響について

今後、緊急事態宣言の発令やそれに類する事態が発生した場合、また、その他自然災害の発生によって店頭買取・出張買取といった商品買取をはじめとした営業活動に支障をきたす可能性があります。新型コロナウイルス感染症は再拡大の可能性を残しており、経済活動への影響を現時点では予測できない状況となっていることから、これらの環境下において、新型コロナウイルス感染症による影響は、翌期以降の当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

8. 為替変動について

当社グループの取り扱う中古ブランド品の市場は、市場規模が大規模でなく、国内のブランド品が海外へ輸出されることもあり、為替相場の影響を大きく受けます。特にドル、ユーロ、人民元に対する円の相場変動が乱高下した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

9. 金利変動について

当社グループが属する業界では、現金決済が原則であるため、仕入資金は金融機関からの借入れで行っております。今後、金融環境が急速に悪化した場合や金利が中長期的に上昇した場合には資金調達コストが上昇し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、2025年5月末時点で15,468,862千円の有利子負債を抱えております。

10. 有利子負債への依存度について

当社グループは、運転資金の多くを金融機関からの借入れに依存しているため、金融情勢の変化などにより計画通り資金調達ができない場合には、事業展開等に影響を受ける可能性があります。また、金利の上昇により資金調達コストが増大した場合には利益を圧迫し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

11. 財務制限条項について

一部の借入金については、金融機関へ流動資産の一部を担保に供しており、財務制限条項(利益維持、純資産維持等)が付与されております。本条項に抵触し、金融機関より債権行使がなされた場合には、当社グループの財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

12. 法的規制について

当社グループは、古物営業の許可を各都道府県公安委員会より受けており、「古物営業法」に係る法的規制を受けております。古物営業の許可には有効期限は規定されておきませんが、古物営業法又は古物営業に関する他の法令に違反した場合、盗品等の売買等の防止もしくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害される恐れがあると認められる場合には、公安委員会は古物営業法第24条(営業の停止等)に基づき営業の停止もしくは許可の取消しを行うことができますと規定されております。

また、当社グループは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に係る法的規制を受けております。当社グループが同法令の遵守を怠った場合、行政庁による指導、助言及び勧告並びに罰則を受けることがあります。

当社グループでは、同法に関する社内教育を徹底し、同法を遵守した事業活動を行っており、事業継続に支障をきたす事象の発生は無いものと認識しておりますが、今後、同法に抵触するような事件が発生し、許可の取消し等

が行われた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

13. 大株主である特定の取締役への依存について

当社代表取締役会長兼CEOである牟田成は、当社及びグローバルトレード㈱の創業者かつ当社の大株主であり、経営方針や事業戦略の決定・実行において重要な役割を果たしております。当社は、幹部社員の情報共有や権限の委譲によって同氏に過度に依存しない組織体制の整備を進めておりますが、同氏が何らかの理由により業務を遂行することが困難になった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

14. 個人情報の管理について

当社グループでは、店舗業務や販売促進等において、顧客の住所、氏名、職業、年齢、クレジットカード情報等を取り扱っており、これら個人情報も帳簿等に記載又は電磁的方法により記録し、管理しております。このため、当社グループにおいては社内規程等ルールを整備、社内管理体制の強化、社員教育の徹底、情報システムのセキュリティ強化等により、個人情報保護マネジメント機能の向上を図り、「個人情報の保護に関する法律」の遵守、個人情報の漏洩防止に努めております。しかしながら、これら個人情報が漏洩した場合、社会的信用の失墜、事後対応による多額の経費発生等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

15. 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社グループは、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、株式会社日本M&Aセンターを担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020年10月に株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当 J-Adviser 契約(以下「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社(以下、「甲」とします。)において次のいずれかに該当する場合には、同社(以下、「乙」とします。)からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下、「産活法」という。)第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。))又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次の(イ)から(ハ)までに掲げる場合の区分に従い、当該(イ)から(ハ)までに定める書面

(イ)法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ロ)産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(ハ)私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合

には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)

- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下、本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の

株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、一ヶ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、当連結会計年度末時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

コミットメントライン契約

当社は金融機関と以下のコミットメントライン契約を締結しております。

相手先	契約締結日	契約期間	内容
㈱みずほ銀行	2024年3月29日	自 2024年3月29日 至 2025年3月31日 (注)	取引銀行10行から総額115億円のコミットメントライン契約を締結。詳細は、「第6【経理の状況】【注記事項】(連結貸借対照表関係)」をご参照ください。

(注) 更新条項に基づき、契約期間が2026年3月31日まで延長されております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者により、一定の会計基準の範囲内で、かつ、合理的と考えられる見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の金額に反映されております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における資産の残高は20,080,827千円で、前連結会計年度末に比べ3,381,522千円増加しております。棚卸資産の増加2,152,021千円、現金及び預金の増加1,048,425千円が主な変動要因であります。

(負債)

当連結会計年度末における負債の残高は16,145,446千円で、前連結会計年度末に比べ2,670,234千円増加しております。短期借入金の増加2,980,314千円、未払金の増加158,324千円、長期借入金の減少352,948千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は3,935,380千円となり、前連結会計年度末に比べ711,288千円増加しております。これは当連結会計年度末における親会社株主に帰属する当期純利益714,335千円の計上による利益剰余金の増加が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1) 業績」に記載の通りであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」に記載の通りであります。

(5) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載の通りであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループでは、中期経営計画に基づいた出店と、今後の事業拡大に備えるべく業務の効率化、商品供給体制の確立を見据え、㈱エイトにおいて新規買取・販売専門店1店舗の設備投資を実施いたしました。

以上の結果、当連結会計年度に実施しました設備投資額は98,347千円となりました。

その主なものは、下記の通りであります。

セグメントの名称	区分	店舗の名称	開設年月
ブランドリユース事業	出店	東京ぶらんど Produce by ALAMODE 渋谷109店（東京都渋谷区）	2024年12月

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社グループは、ブランドリユース事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次の通りであります。

(1) 発行者

2025年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (人)
			建物及び 構築物	その他	合計	
本社(東京都港区) 及び事務所	ブランドリユース 事業	事務所設備等	8,416	2,951	11,367	7(1)

(2) 国内子会社

2025年5月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
				建物及び 構築物	リース 資産	その他	合計	
グローバル トレード㈱	本社(東京都港区) 他7店舗	ブランドリユース事業	事務所、 店舗設備	125,555	—	37,424	162,979	64 (10)
㈱宝美堂	本社(大阪市中央区) 他5店舗	ブランドリユース事業	事務所、 店舗設備	224,551	9,774	28,490	262,816	71 (16)
エクシード G T㈱	本社(横浜市港北区) 他2店舗	ブランドリユース事業	事務所、 市場会場 店舗設備	107,764	—	19,282	127,047	74 (4)
㈱エイト	本社(東京都渋谷区) 他3店舗	ブランドリユース事業	事務所、 店舗設備	143,432	—	74,868	218,300	80 (15)

(注) 1. 帳簿価額のうち、その他には、車両運搬具、工具、器具及び備品、一括償却資産、ソフトウェア、電話加入権が含まれております。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年5月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年8月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	18,000,000	13,340,800	4,659,200	4,659,200	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数100株
計	18,000,000	13,340,800	4,659,200	4,659,200	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

2022年12月17日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (2025年5月31日)	公表日の前月末現在 (2025年7月31日)
新株予約権の数(個)	700	700
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000(注)1	140,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,600(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2022年12月26日 至 2032年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,600 資本組入額 800	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式200株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。

- (1) 新株予約権者は、当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。ただし、別途取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権発行要領」で定める条件による。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)5に準じて決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2022年5月20日(注)1	2,250	23,296	90,000	100,000	—	—
2022年12月28日(注)2	4,635,904	4,659,200	—	100,000	—	—

(注) 1. 有償第三者割当 2,250株、発行価格40,000円、資本組入額40,000円

主な割当先 牟田成、前田剛志

2. 株式分割(1:200)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2025年5月31日現在

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	17	18	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	1	—	—	46,591	46,592	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	0.0	—	—	100.0	100	—

(注) 自己株式20,000株は、「個人その他」に200単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

2025年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
牟田 成	東京都目黒区	3,420,900	73.74
前田 剛志	横浜市都筑区	885,000	19.08
濱田 沙希美	東京都品川区	79,600	1.72
野中 大典	川崎市中原区	45,600	0.98
渡邊 智浩	大阪市福島区	36,000	0.78
金澤 俊雄	横浜市都筑区	20,000	0.43
小松 裕輔	千葉県流山市	20,000	0.43
小林 弘幸	横浜市鶴見区	20,000	0.43
向後 雄章	横浜市都筑区	20,000	0.43
小川 晃	横浜市都筑区	20,000	0.43
鈴木 大輔	横浜市鶴見区	20,000	0.43
計	—	4,587,100	98.88

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 20,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,639,200	46,392	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,659,200	—	—
総株主の議決権	—	46,392	—

② 【自己株式等】

2025年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
G Tホールディングス(株)	東京都港区高輪四丁目24番58号	20,000	—	20,000	0.43
計	—	20,000	—	20,000	0.43

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下の通りであります。

2022年12月17日取締役会決議

決議年月日	2022年12月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 3 当社従業員 1 当社関係会社役員 2 当社関係会社従業員 14
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(一)	—	—	—	—
保有自己株式数	20,000	—	20,000	—

3 【配当政策】

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は取締役会又は株主総会であります。

なお、当連結会計年度における配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し、内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第3期	第4期	第5期
決算年月	2023年5月	2024年5月	2025年5月
最高(円)	1,600	—	—
最低(円)	1,600	—	—

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

なお、2023年4月18日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

なお、2024年12月から2025年5月までは売買実績がないため、記載しておりません。

5 【役員 の 状 況】

男性 4 名 女性 2 名 (役員のうち女性の比率33%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有 株式数 (千株)
代表 取締役 会長 兼CEO	牟田 成	1963年 7 月22日	1988年 4 月 文部省(現文部科学省)入省 1994年 4 月 三創産業㈱入社 2001年 6 月 自営業(リサイクル品取り扱い) 2003年 9 月 (有)ビープレイス(現グローバルトレード㈱)代表取締役 2006年11月 東京ぶらんど㈱(現グローバルトレード㈱)代表取締役 2007年 6 月 ㈱ディーエスティー(現グローバルトレード㈱)代表取締役 2009年11月 ㈱東京ブランド質屋(現不動産再生ホールディングス㈱) 代表取締役 2011年 6 月 ㈱東京ブランド質屋(現不動産再生ホールディングス㈱) 取締役 2013年10月 エムズエステート㈱(現不動産再生ホールディングス㈱) 代表取締役 2014年10月 ㈱M J w o r k s (現エクシードG T ㈱)取締役 2016年12月 ㈱コレクション・シバ(現エクシードG T ㈱)代表取締役 ㈱コレクション・シバ(現㈱G T ファイナンス)代表取締役 2017年 1 月 ㈱宝美堂代表取締役 ㈱ティー・ワイ・アール代表取締役(現任) 2017年12月 (有)マルベニ取締役 2018年 1 月 (有)ケイエス企画(現エクシードG T ㈱)代表取締役 ㈱富士屋(現㈱G T ファイナンス)代表取締役 2018年 2 月 城南マネジメント㈱代表取締役 2019年12月 ㈱T B マネジメント(現不動産再生ホールディングス㈱) 代表取締役 2020年 9 月 ㈱ティービーマネジメント設立代表取締役 2020年10月 当社設立代表取締役CEO 2021年 4 月 ㈱宝美堂取締役 2021年 6 月 ㈱G T ファイナンス取締役 2022年 5 月 城南マネジメント㈱取締役 2023年 8 月 当社代表取締役会長兼CEO(現任) 2024年 3 月 不動産再生ホールディングス㈱取締役(現任)	(注) 2	(注) 4	3,420
取締役 社長 執行役員 兼COO	前田 剛志	1977年 1 月 3 日	1997年 4 月 ㈱アールケイエンタープライズ入社 2001年11月 ㈱日本プロデュースセンター入社 2003年 4 月 個人事業(ブランド品取り扱い) 2005年 8 月 (有)S a v a n t 入社 2007年 6 月 ㈱ディーエスティー(現グローバルトレード㈱)取締役 2008年 4 月 東京ぶらんど㈱(現グローバルトレード㈱)取締役 2013年10月 グローバルトラスト㈱(現エクシードG T ㈱)設立代表取 締役 2016年12月 ㈱コレクション・シバ(現エクシードG T ㈱)取締役 ㈱G T ファイナンス取締役 2017年 1 月 ㈱宝美堂取締役 2017年12月 (有)マルベニ取締役 2018年 1 月 (有)ケイエス企画(現エクシードG T ㈱)取締役 ㈱富士屋(現㈱G T ファイナンス)取締役 2019年11月 T & S パートナーズ㈱代表取締役(現任) 2020年10月 当社設立取締役COO 2021年 1 月 ㈱M J w o r k s (現エクシードG T ㈱)代表取締役 2021年 3 月 エクシードG T ㈱代表取締役(現任) 2021年 6 月 ㈱G T ファイナンス代表取締役(現任) 2023年 8 月 当社取締役社長執行役員兼COO(現任)	(注) 2	(注) 4	885
取締役 CFO	矢野 義雄	1969年 6 月29日	1994年 3 月 公認会計士手塚利彦事務所入社 2001年 1 月 コムチュア㈱入社 2020年 4 月 日本総業㈱入社 2020年12月 当社入社 2021年 1 月 当社取締役CFO(現任) 2021年 7 月 ㈱ティービーマネジメント取締役	(注) 2	(注) 4	10

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等 委員)	西村 由美子	1975年 6 月 7 日	2004年11月 2005年 4 月 2006年10月 2023年 8 月	旧司法試験合格 司法研修所 入所 弁護士登録 弁護士法人飯田綜合法律事務所 入所(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	(注) 4	—
取締役 (監査等 委員)	久保 文子	1981年12月20日	2004年12月 2009年 7 月 2015年 7 月 2017年 3 月 2020年 7 月 2023年 7 月 2023年 8 月	新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入社 公認会計士登録 久保文子公認会計士事務所 所長(現任) 税理士法人ブレイス社員税理士(現任) 清流監査法人社員 清流監査法人代表社員(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	(注) 4	—
取締役 (監査等 委員)	外山 照久	1980年 1 月 7 日	2004年11月 2008年 1 月 2012年 6 月 2012年11月 2013年12月 2013年12月 2019年 2 月 2020年 4 月 2020年 6 月 2021年 6 月 2022年 6 月 2023年 4 月 2025年 8 月	新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入社 公認会計士登録 アクセンチュア(株) 入社 司法研修所 入所 弁護士登録 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナ ー(現任) ジャパンワランティサポート(株) 社外監査役 医療法人団嬉泉会監事(現任) (株)かんざし会 社外監査役(現任) A&S監査法人 社員(パートナー)(現任) (株)オズビジョン 社外監査役(現任) (株)Fast Beauty 社外監査役(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	— (注) 5	—
計							4, 315

- (注) 1. 西村由美子(戸籍上の氏名は、赤塚由美子)氏及び久保文子氏並びに外山照久氏は、社外取締役であります。
2. 2025年 8 月28日開催の定時株主総会の終結の時から 1 年間
3. 2025年 8 月28日開催の定時株主総会の終結の時から 2 年間
4. 2025年 5 月期における役員報酬の総額は124,494千円を支給しております。
5. 新任の取締役(監査等委員)であるため、2025年 5 月期の支給はありません。
6. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役(以下、補欠の監査等委員。)の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第 3 項に定める補欠の監査等委員 1 名を選任しております。補欠の監査等委員の略歴は次の通りであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
飯田 潤	1962年 8 月 7 日	1989年12月 1994年12月 1995年10月 1998年 4 月	司法書士試験合格 飯田司法書士事務所(現 弁護士法人飯田綜合法律事務所)設立 (現任) 旧司法試験合格 弁護士登録	—

6. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しており、執行役員は以下の通りであります。

役職名	氏名
取締役社長執行役員兼COO	前田 剛志
専務執行役員	野中 大典
常務執行役員	渡邊 智浩
執行役員	濱田 沙希美
執行役員	金 鷹人

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

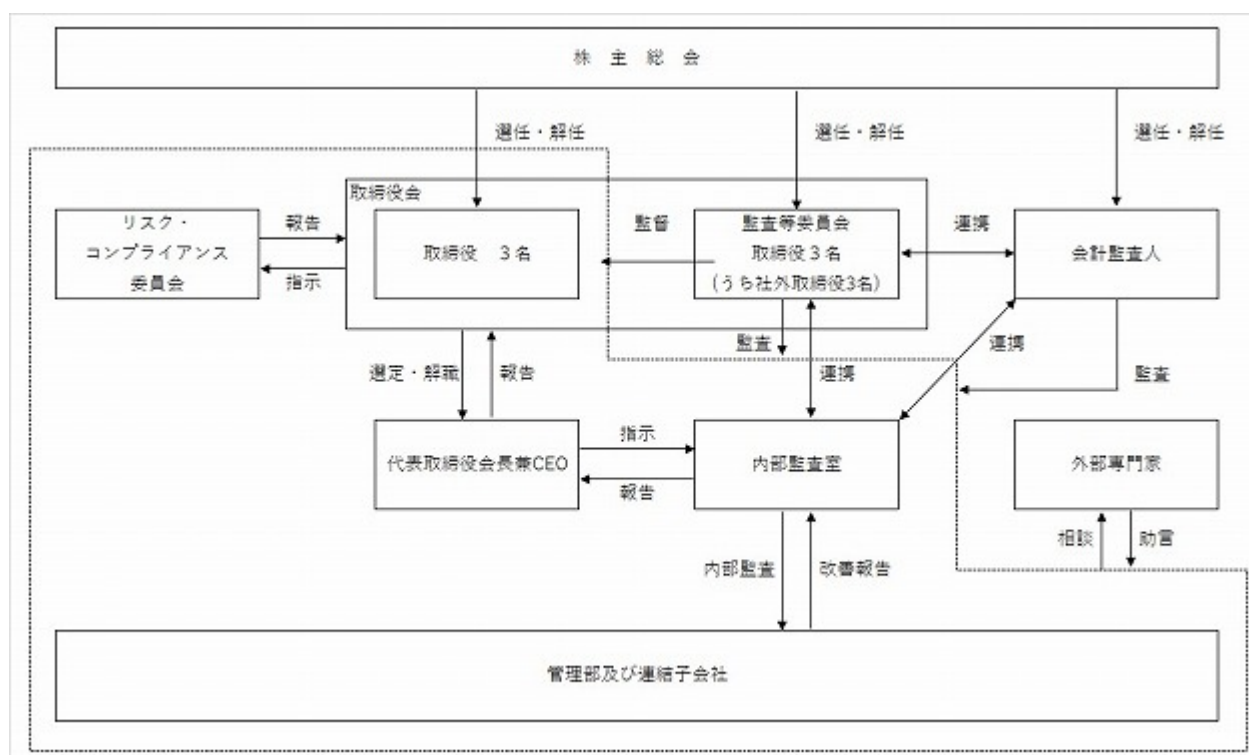
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境が急速に変化する中で企業が安定的に成長・発展するためには、経営の効率性、健全性、透明性を高めていくことが必要不可欠と考えております。そのため、コーポレート・ガバナンスを拡充・徹底することが最重要課題と認識しております。また、今後の社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために必要な見直しを行い、ステークホルダーの皆様に対し公正な経営情報の開示の適正性を確保してまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化及び迅速な意思決定を実現するため、2023年8月30日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

会社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の通りであります。



a. 取締役会

当社の取締役会は、6名の取締役(うち監査等委員である取締役3名)で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、「職務権限規程」、「取締役会規程」その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

b. 監査等委員会

当社は監査等委員会制度を採用しており、3名(うち社外監査等委員である取締役3名)で構成されております。

監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査等委員である取締役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

c. 会計監査人

当社は、東光有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年5月期において監査を執行した公認会計士は中川治氏、杉本拓司氏の2名であり、いずれも継続監査期間は7年以内であります。また、当該監査業務に係る補助者は、公認会計士6名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

d. 内部監査

当社の内部監査は、「内部監査規程」に基づき、内部監査室が主管部署、内部監査室室長を内部監査責任者として業務を監査しております。各部の監査結果及び改善点につきましては、内部監査室より代表取締役会長兼CEOに対し報告書及び改善要望書を提出する体制をとっております。

e. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、四半期ごとに事業を取り巻くさまざまなリスクに対する検討と対策を講じており、適宜取締役会に報告しております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、2023年8月30日開催の取締役会において、以下の通り「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。当社は、この方針に基づいて業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。

a. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループの経営に係る重要事項の決定並びに取締役の職務執行の監督は、「取締役会規程」に則り毎月1回以上開催する「取締役会」において行う。
- (2) コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け「リスク・コンプライアンス管理規程」を定める。管理部は、当社グループのコンプライアンス体制を統括し、当社グループの従業員に対する教育や啓蒙活動を推進する。
- (3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事案の社内報告制度として、「内部通報規程」を定め、管理部、監査等委員会、顧問弁護士を窓口とする。
- (4) 内部監査担当者は、内部監査に係る諸規程に従い、当社グループに対する内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。内部監査責任者が代表取締役会長兼CEOへ監査の結果を報告する。
- (5) リスク管理、コンプライアンス、危機管理体制その他内部統制に必要な制度は、当社グループ全体を対象とするものとする。当社は業務運営全般を統括するとともに、子会社の自律性を尊重しつつ、内部統制システムの整備、運用を支援し、各社の状況に応じてその管理にあたる。
- (6) 内部監査担当者は、当社グループに対する監査を計画的、かつ網羅的に実施する。グループの事務規律の状況を把握し、必要に応じて改善する。

b. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報につき、「文書管理規程」その他当社グループ全体に適用される社内規程に従い、適切に保存及び管理を行う。

c. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理に関しては、「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定し、リスク管理担当役員を取締役CF0とすると同時に、リスク・コンプライアンス委員会を設置しリスク管理を効果的かつ効率的に実施する。リスク・コンプライアンス委員会の議事内容は、適宜取締役会に報告するものとする。

d. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループ全体の事業戦略の企画・立案、経営資源の最適配分及び戦略の進捗管理を行う。また、当社は当社グループ全体の事業価値の向上を図るため、子会社に対して必要かつ適切な経営指導、管理等の提供を行う。
- (2) 迅速で効率性の高い組織運営の実現を目指し、適宜、子会社への権限移譲を進めるとともに子会社役員及び部門長等のミッションを明確にする。一方で、当社の「取締役会」による経営状態の監視及び執行状況の監督、監査等委員会による業務監査を通じ、ホールディングス体制の下で執行と監督機能の分離を意識した経営を推進する。
- (3) 業務執行については「組織規程」、「職務権限規程」等の諸規程に従い、業務の責任者とその責任、各会議で決議可能な範囲を明示することにより統制する。

e. 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人は配置していないが、監査等委員会が求めた場合には、当該取締役及び使用人を任命、配置する。
- (2) 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。
- (3) 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けない。また、当該取締役及び使用人の評価については、監査等委員会の意見を聴取する。

f. 当社グループの取締役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがある場合、法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員会に報告するものとする。

g. 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告を理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度を含め、当社の監査等委員会へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止する。また、その旨を当社グループの役員、従業員に周知徹底する。

h. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の請求を行ったときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、迅速に対応をする。

i. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。また、監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当者と必要に応じ相互に情報及び意見交換を行うなど連携を強め、監査の実効性の向上を図る。

j. 財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を子会社を含めて構築する。
- (2) 各社の個別決算書類は当社グループ各社の経理部門が作成し、連結決算書類は当社の管理部が作成する。開示書類については当社グループ各社の経理部門と連携しながら当社の管理部が取りまとめる。会計処理プロセス、見積りや評価の妥当性、開示書類の記載内容の適正性について、監査等委員会、監査法人による監査を実施する。

k. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは取引相手方に対し、以下の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 自らの役員(取締役、執行役、執行役員又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、取引を行うものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。また、「反社会的勢力等排除規程」及び「反社会的勢力等の調査実施要領」に従い、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携し、反社会的勢力に対して組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

④ 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社の内部監査担当は、3名であります。「内部監査規程」に基づき、内部監査室が主管部署、内部監査室室長を内部監査責任者として業務を監査しております。各部の監査結果及び改善点につきましては、内部監査室より代表取締役に対し報告書及び改善要望書を提出する体制をとっております。

監査等委員会監査は、3名の監査等委員で実施しております。取締役会に出席し、稟議書等重要な文書の閲覧、必要に応じ取締役及び使用人に対して事業に関する報告を求めること等を通じて、取締役の意思決定プロセスや業務執行状況の把握に努め、取締役の職務執行の適法性を監視しております。

また、内部監査及び監査等委員会監査は、それぞれの監査が連携・相互補完し合うことで企業経営の健全性をチェックする機能を担っており、策定した監査計画に基づき監査を実施しております。会計監査人との連携状況に関しては、内部監査室及び監査等委員会が適宜情報、意見交換等を実施しております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制を取っております。

⑥ 社外取締役の状況

当社の社外取締役は3名(うち監査等委員3名)を選任しております。社外取締役は、社内取締役に對する監視・監督機能、及び見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っております。

社外取締役西村由美子氏は、弁護士としての豊富な専門知識や経験を有しております。その豊富な知識と経験に基づき、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、選任しております。なお、同氏とは人的関係、資金的関係はありませんが、同氏が属する法人との間に通常の取引関係はありませんが、影響を及ぼす程度の内容、金額ではありません。

社外取締役久保文子氏は、公認会計士としての豊富な専門知識や経験を有しております。その豊富な知識と経験に基づき、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、選任しております。なお、同氏とは人的関係、資金的関係、及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役外山照久氏は、公認会計士および弁護士としての高度な専門性に加え、複数の企業における社外監査役・監事としての実務経験を有しております。監査法人および法律事務所における豊富な経験を通じて、企業

の法務・会計・ガバナンスに関する深い知見を培っており、法令遵守や内部統制の強化、経営監督体制の充実に大きく貢献いただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏とは人的関係、資金的関係、及び取引関係その他の利害関係はありません。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	108,615 (—)	108,615 (—)	— (—)	— (—)	3 (—)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	15,878 (5,520)	15,878 (5,520)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	124,494 (5,520)	124,494 (5,520)	— (—)	— (—)	6 (2)

- (注) 1. 取締役の基本報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員は存在しないため、記載を省略しております。
3. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2023年8月30日開催の定時株主総会において、年額10億円以内と定めております。
4. 監査等委員の報酬限度額は、2023年8月30日開催の定時株主総会において、年額5千万円以内と定めております。
5. 取締役の個人別の報酬等の内容については、代表取締役会長兼CEO牟田成氏が委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の職責を踏まえ基本報酬の額を決定することであり、同氏に委任した理由は、当社及び当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の報酬等の額を決定するには代表取締役会長兼CEOが適任であると判断したためであります。

⑧ 取締役及び監査等委員である取締役の定数

当社の取締役は8名以内、そのうち監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社の取締役は、株主総会の決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨を定款に定めております。また、取締役の選任については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行い、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑫ 剰余金の配当等の決定

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。

⑬ 中間配当に関する事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

⑭ 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑮ 取締役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	26,000	—
連結子会社	—	—
計	26,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模等を考慮して監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当社の当連結会計年度(2024年6月1日から2025年5月31日まで)の連結財務諸表について、東光有限責任監査法人の監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 5 月31日)	当連結会計年度 (2025年 5 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,004,602	3,053,027
売掛金	710,661	584,326
営業貸付金	629,595	592,803
棚卸資産	※ 1、3 10,883,064	※ 1、3 13,035,085
未収消費税等	537,645	586,058
その他	203,644	248,118
流動資産合計	14,969,214	18,099,419
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	679,816	633,325
リース資産(純額)	15,395	9,774
その他(純額)	156,196	154,764
有形固定資産合計	※ 2 851,408	※ 2 797,864
無形固定資産		
のれん	94,181	70,186
その他	16,507	10,813
無形固定資産合計	110,688	80,999
投資その他の資産		
投資有価証券	4,231	49,586
敷金及び保証金	545,984	567,291
繰延税金資産	155,621	224,330
その他(純額)	62,156	※ 3 261,334
投資その他の資産合計	767,994	1,102,543
固定資産合計	1,730,090	1,981,408
資産合計	16,699,305	20,080,827

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	31,825	9,983
短期借入金	※3、4 9,346,326	※3、4 12,326,640
1年内返済予定の長期借入金	772,276	※3 801,794
リース債務	6,112	4,948
未払法人税等	238,216	181,418
未払金	316,942	475,266
その他	122,085	146,315
流動負債合計	10,833,784	13,946,367
固定負債		
長期借入金	2,268,650	※3 1,915,701
リース債務	10,666	5,689
繰延税金負債	205	—
長期未払金	361,907	277,687
固定負債合計	2,641,428	2,199,079
負債合計	13,475,212	16,145,446
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金	3,118,982	3,833,318
株主資本合計	3,218,982	3,933,318
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	—	△3,047
その他の包括利益累計額合計	—	△3,047
新株予約権	5,110	5,110
純資産合計	3,224,092	3,935,380
負債純資産合計	16,699,305	20,080,827

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
売上高	※1 36,094,139	※1 38,917,108
売上原価	※5 30,759,423	※5 32,892,471
売上総利益	5,334,716	6,024,637
販売費及び一般管理費	※2 4,008,514	※2 4,731,934
営業利益	1,326,201	1,292,702
営業外収益		
受取利息及び配当金	53	1,265
受取手数料	—	4,740
受取補償金	3,042	—
受取保険金	1,241	14,391
不動産賃貸料	—	12,058
還付加算金	2,097	1,339
その他	4,678	2,980
営業外収益合計	11,112	36,775
営業外費用		
支払利息	145,647	213,842
支払手数料	9,810	—
シンジケートローン手数料	272,212	5,000
その他	17,379	22,426
営業外費用合計	445,049	241,268
経常利益	892,263	1,088,209
特別利益		
固定資産売却益	—	※3 5,454
受取和解金	—	※6 12,870
特別利益合計	—	18,325
特別損失		
固定資産除却損	※4 1,129	※4 2,751
投資有価証券売却損	※7 1,961	—
支払和解金	—	※8 105,617
特別損失合計	3,090	108,368
税金等調整前当期純利益	889,173	998,166
法人税、住民税及び事業税	359,448	351,146
法人税等調整額	△82,462	△67,316
法人税等合計	276,985	283,830
当期純利益	612,187	714,335
親会社株主に帰属する当期純利益	612,187	714,335

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
当期純利益	612,187	714,335
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	△3,047
その他の包括利益合計	—	※ △3,047
包括利益	612,187	711,288
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	612,187	711,288

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

(単位：千円)

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	100,000	2,506,794	2,606,794	5,110	2,611,904
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益		612,187	612,187		612,187
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	612,187	612,187	—	612,187
当期末残高	100,000	3,118,982	3,218,982	5,110	3,224,092

当連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

(単位：千円)

	株主資本			その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額		
当期首残高	100,000	3,118,982	3,218,982	—	—	5,110	3,224,092
当期変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益		714,335	714,335				714,335
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				△3,047	△3,047		△3,047
当期変動額合計	—	714,335	714,335	△3,047	△3,047	—	711,288
当期末残高	100,000	3,833,318	3,933,318	△3,047	△3,047	5,110	3,935,380

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	889,173	998,166
減価償却費	115,351	160,187
敷金償却費	12,737	12,084
のれん償却額	23,994	23,994
受取利息及び受取配当金	△53	△1,265
受取保険金	—	△14,391
支払利息	145,647	213,842
シンジケートローン手数料	272,212	5,000
投資有価証券売却損益(△は益)	1,961	—
受取和解金	—	△12,870
固定資産除却損	1,129	2,751
固定資産売却損益(△は益)	—	△5,454
売上債権の増減額(△は増加)	△256,043	126,268
営業貸付金の増減額(△は増加)	△59,704	36,792
棚卸資産の増減額(△は増加)	△1,792,347	△2,152,021
仕入債務の増減額(△は減少)	△42,458	△70,783
未収消費税等の増減額(△は増加)	△172,333	△43,466
未払金及び未払費用の増減額(△は減少)	60,091	216,431
その他	△18,739	27,784
小計	△819,381	△476,947
利息及び配当金の受取額	53	1,265
利息の支払額	△145,647	△213,842
法人税等の支払額	△333,320	△415,437
法人税等の還付額	35,498	11,755
保険金の受取額	—	14,391
和解金の受取額	—	11,870
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,262,797	△1,066,944
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△8,690	△48,202
有形固定資産の売却による収入	105	5,454
無形固定資産の取得による支出	△2,175	△682
投資有価証券の取得による支出	—	△50,000
投資有価証券の売却による収入	2,039	—
投資不動産の取得による支出	—	△213,572
定期預金の純増減額(△は増加)	31,599	△5,500
敷金及び保証金の差入による支出	△225,733	△79,501
敷金及び保証金の回収による収入	11,516	43,059
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△221,725	—
その他	△6,304	△7,270
投資活動によるキャッシュ・フロー	△419,369	△356,216
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	1,797,449	2,975,313
長期借入れによる収入	1,091,000	472,000
長期借入金の返済による支出	△788,013	△795,429
割賦債務の返済による支出	△164,464	△179,658
リース債務の返済による支出	△6,130	△6,139
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,929,841	2,466,086
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	247,674	1,042,924
現金及び現金同等物の期首残高	1,756,426	2,004,101
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,004,101	※1 3,047,026

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 9社

連結子会社の名称：グローバルトレード㈱、㈱宝美堂、エクシードGT㈱、㈱エイト、大阪屋質店㈱、
㈱ティービーマネジメント、(有)マルベニ、㈱GTファイナンス、㈱Good Way

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社ブルークウォッチカンパニーは、同じく当社の連結子会社である株式会社Good Wayを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品

個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 5～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法(5年)を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、一般債権については貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等特定の債権もないため引当金は設定しておりません。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループにおける顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。

① ブランド品買取・販売

ブランド品買取・販売においては、中古品をメインとしたバッグ・時計・宝石等の買取・販売を行っております。商品販売については、顧客に商品を引き渡した時点において履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。ただし、国内出荷の場合には商品の出荷時から当該商品に対する支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間である場合には、商品の出荷時に収益を認識しております。また、取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び返品等を控除した金額で算定しております。

② オークション運営

オークション運営においては、中古品をメインとしたバッグ・時計・宝石等を取り扱うオークションを運営しております。収益については、主に出品手数料、落札手数料であります。両手数料は、当社グループが開催するオークションにおいて取引が成立した時点で収益を認識しております。

③ 質屋業

質屋業においては、預かった品物(質物)を担保として金銭を貸し付けるサービスを行っております。品物(質物)の返還時に発生する質料は、金銭の貸付に対する利息の性格を有するものであります。この質料は後払いで入金されますが、質料を支払って契約を継続するか流質させる(質物を放棄し、債務の弁済に充てる)かについては、顧客に選択肢があるため、質料は入金時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りであります。

商品の評価

(1) 当連結会計年度に連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

勘定科目	前連結会計年度	当連結会計年度
商品評価損	41,889	150,729
商品の連結貸借対照表計上額	10,878,846	13,032,238

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価方法は、個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっておりますが、収益性の低下が認められる商品及び一定期間を超えて滞留する商品を抽出し、一定の評価基準に基づいた簿価切下げ額の見積り計上をしております。

- ・期末における正味売却価額が取得原価より下落している場合、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。
- ・流行により価格が大きく変動する商品については、実際に販売できると見込まれる価格を見積って貸借対照表価額とする。

商品の評価の見積りにあたっては、その時点での入手可能な情報等の重要な仮定が用いられており、不確実性を伴う会計上の見積りが含まれております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済情勢等の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、商品の簿価の切下げ額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「敷金償却費」は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の透明性を高めることを目的に、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示していた12,737千円は、「敷金償却費」として表示しております。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額又は還付額(△は支払額)」に含めていた「法人税等の支払額」および「法人税等の還付額」は、明瞭性を高めるため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額又は還付額(△は支払額)」に表示していた△297,821千円は、「法人税等の支払額」△333,320千円、「法人税等の還付額」35,498千円として組替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 棚卸資産の内訳は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
商品	10,878,846千円	13,032,238千円
原材料及び貯蔵品	4,217	2,847

※2 有形固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	375,235千円	504,527千円

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
棚卸資産(商品)	10,883,946千円	13,075,987千円
その他(投資不動産)	—	119,926
計	10,883,946	13,195,914

担保付債務は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
短期借入金	9,085,000千円	11,500,000千円
1年内返済予定の長期借入金	—	3,632
長期借入金	—	86,725
計	9,085,000	11,590,358

※4 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社グループにおいて、取引銀行2行と当座貸越契約及び取引銀行10行(前連結会計年度は9行)と貸出コミットメント契約を締結しております。これは、運転資金の効率的な調達を行うことを目的としており、これらの契約に基づく連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	11,700,000千円	11,700,000千円
借入実行残高	9,285,000	11,700,000
差引額	2,415,000	—

なお、上記コミットメントライン契約には、以下の財務制限条項等が付されております。

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすること。
- ③ 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表及び損益計算書にもとづき、以下の計算式で算出される連結の棚卸資産回転月数を4.5カ月以内に維持すること。
$$\text{棚卸資産回転月数} = \text{商品} \div \text{当該決算期の平均月商}$$
- ④ 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表にもとづき、以下の計算式で算出される連結のデット・エクイティレシオを4.0倍以内に維持すること。
$$\text{デット・エクイティレシオ} = \text{有利子負債の合計金額} \div \text{自己資本の額}$$

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
給料手当	944,189千円	1,213,510千円
地代家賃	665,225	778,910
支払手数料	773,633	823,346

※3 固定資産売却益の内訳は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
車両運搬具	一千円	5,454千円
計	—	5,454

※4 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
建物及び構築物	1,010千円	2,702千円
工具、器具及び備品	64	49
ソフトウェア	54	—
計	1,129	2,751

※5 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損(洗替法による戻入額相殺後)が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
棚卸資産評価損	△46,295千円	108,839千円

※6 受取和解金

当連結会計年度において、取引先等との係争に関し、仲裁判断により受領した和解金を計上したものであります。

※7 投資有価証券売却損

前連結会計年度において、当社グループが保有する株式を売却したことにより計上したものであります。

※8 支払和解金

当連結会計年度において、当社連結子会社である株式会社宝美堂及び株式会社Good Wayは、元当社子会社役員および株式会社ブルークより提起されていた訴訟について、当事者間で協議の結果、和解が成立したことから、同社等に支払う和解金を「支払和解金」として計上し、対応する債務を未払金に計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	一千円	△4,645千円
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	—	△4,645
法人税等及び税効果額	—	1,597
その他有価証券評価差額金	—	△3,047
その他の包括利益合計	—	△3,047

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	4,659,200	—	—	4,659,200
合計	4,659,200	—	—	4,659,200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	5,110
合計		—	—	—	—	—	5,110

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	4,659,200	—	—	4,659,200
合計	4,659,200	—	—	4,659,200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	5,110
合計		—	—	—	—	—	5,110

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
現金及び預金	2,004,602千円	3,053,027千円
預け金	50,000	50,000
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△50,500	△56,001
現金及び現金同等物	2,004,101	3,047,026

(注) 預け金は流動資産のその他に含まれております。

2. 重要な非資金取引の内容

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務機器「工具、器具及び備品」であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

【注記事項】「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ③ リース資産」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金調達計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入れにより調達しております。また、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的としてコミットメントライン契約を締結しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、相手先の信用リスク、賃貸借契約に係る敷金及び保証金は、差入先の信用リスクにそれぞれ晒されております。

営業債権である営業貸付金は、品物(質物)を担保にした貸付金であり、その預り期間は短期間であります。質料を入れることによりその都度貸付期間が延長されるか、質流れにより質物の所有物を得ることになります。そのため、営業貸付金に係る信用リスクは低いと判断しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、割賦未払金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に商品仕入及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後20年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業部門が貸付先・差入先ごとに残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、営業債務及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引金融機関10行とコミットメントライン契約を締結し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前連結会計年度(2024年5月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	545,984	487,838	△58,146
資産計	545,984	487,838	△58,146
(1) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	3,040,926	3,027,007	△13,918
(2) 長期未払金(1年内返済予定を含む)	539,337	529,409	△9,928
(3) リース債務(1年内返済予定を含む)	16,778	16,606	△171
負債計	3,597,041	3,573,023	△24,017

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、営業貸付金、未収消費税等、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	当連結会計年度(千円)
投資有価証券	4,231

当連結会計年度(2025年5月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	45,355	45,355	—
(2) 敷金及び保証金	567,291	502,833	△64,458
資産計	612,646	548,188	△64,458
(1) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	2,717,496	2,650,934	△66,561
(2) 長期未払金(1年内返済予定を含む)	414,087	405,198	△8,889
(3) リース債務(1年内返済予定を含む)	10,638	10,562	△76
負債計	3,142,222	3,066,695	△75,527

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、営業貸付金、未収消費税等、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	当連結会計年度(千円)
投資有価証券	4,231

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2024年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,004,602	—	—	—
売掛金	710,661	—	—	—
営業貸付金	629,595	—	—	—
敷金及び保証金	35,402	105,826	82,146	322,608
合計	3,380,262	105,826	82,146	322,608

当連結会計年度(2025年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,053,027	—	—	—
売掛金	584,326	—	—	—
営業貸付金	592,803	—	—	—
投資有価証券	—	45,355	—	—
敷金及び保証金	18,017	116,828	113,493	318,951
合計	4,248,174	162,183	113,493	318,951

(注2) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2024年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	9,346,326	—	—	—	—	—
長期借入金	772,276	616,745	495,414	345,052	228,924	582,515
リース債務	6,112	4,976	3,621	1,972	96	—
未払金・長期未払金	177,429	126,686	81,231	44,045	43,859	66,084
合計	10,302,143	748,407	580,266	391,069	272,879	648,599

(※) 未払金、長期未払金のうち、割賦未払金の返済予定額について記載しております。

当連結会計年度(2025年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	12,326,640	—	—	—	—	—
長期借入金	801,794	623,058	401,470	232,564	190,561	468,047
リース債務	4,948	3,621	1,972	96	—	—
未払金・長期未払金	136,399	90,943	52,060	50,177	48,107	36,398
合計	13,269,782	717,624	455,503	282,837	238,668	504,445

(※) 未払金、長期未払金のうち、割賦未払金の返済予定額について記載しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年5月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	45,355	—	45,355
資産計	—	45,355	—	45,355

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年5月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	487,838	—	487,838
資産計	—	487,838	—	487,838
長期借入金(1年内返済予定を含む)	—	3,027,007	—	3,027,007
長期未払金(1年内返済予定を含む)	—	529,409	—	529,409
リース債務(1年内返済予定を含む)	—	16,606	—	16,606
負債計	—	3,573,023	—	3,573,023

当連結会計年度(2025年5月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	502,833	—	502,833
資産計	—	502,833	—	502,833
長期借入金(1年内返済予定を含む)	—	2,650,934	—	2,650,934
長期未払金(1年内返済予定を含む)	—	405,198	—	405,198
リース債務(1年内返済予定を含む)	—	10,562	—	10,562
負債計	—	3,066,695	—	3,066,695

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

その他有価証券は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間を加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金及びリース債務

長期未払金及びリース債務の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(自2023年6月1日 至2024年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2024年6月1日 至2025年5月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	45,355	50,000	△4,645
	小計	45,355	50,000	△4,645
合計		45,355	50,000	△4,645

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自2023年6月1日 至2024年5月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	2,039	—	1,961
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	2,039	—	1,961

当連結会計年度(自2024年6月1日 至2025年5月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自2023年6月1日 至2024年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2024年6月1日 至2025年5月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

組込みデリバティブの時価を測定できない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、「(有価証券関係) その他有価証券」に含めて記載しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社役員 3名 当社従業員 1名 当社関係会社役員 2名 当社関係会社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 140,000株
付与日	2022年12月26日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】 (2)【新株予約権等の状況】」に記載の通りであります。
対象勤務期間	—
権利行使期間	自2022年12月26日 至2032年12月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2022年12月28日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年5月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	140,000
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	140,000

(注) 2022年12月28日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,600
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 2022年12月28日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であったため、公正な評価単価の見積り方法を、単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。また、単位当たりの本源的価値は、DCF法により算出した価格を総合的に勘案して算定しております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|--|-----|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	22,941千円	20,285千円
フリーレント賃料	20,575	18,264
資産除去債務	15,357	18,052
商品評価損	14,074	50,644
未払賞与	32,758	35,137
未払和解金	—	35,487
未払退職金	—	23,063
税務上の繰越欠損金(注)	45,377	5,644
棚卸資産未実現利益	1,530	1,210
子会社株式取得費用	11,989	11,989
その他	1,659	6,165
繰延税金資産小計	166,265	225,944
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△8,468	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,152	△796
評価性引当額小計	△9,620	△796
繰延税金資産合計	156,645	225,147
繰延税金負債		
未収事業税	△1,229	△817
繰延税金負債合計	△1,229	△817
繰延税金資産純額	155,416	224,330

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	—	—	—	45,377	45,377
評価性引当額	—	—	—	—	—	△8,468	△8,468
繰延税金資産	—	—	—	—	—	36,909	36,909

当連結会計年度(2025年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	—	—	—	5,644	5,644
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	5,644	5,644

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
法定実効税率 (調整)	33.6%	33.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0	—
住民税均等割等	0.4	0.4
評価性引当額の増減	△0.2	△0.9
中小法人等の軽減税率	△0.5	△0.6
法人税額の特別控除	△3.0	△4.8
欠損金の繰戻還付	△0.2	—
連結のれん償却費	0.9	0.8
税率変更に伴う影響	—	0.1
その他	0.1	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.2	28.4

3. 決算日後における法人税等の税率の変更

2025年3月31日、「所得税法等の一部を改正する法律」が国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、当事業年度末の一時差異のうち、2026年4月1日以後に解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を主に33.6%から34.4%に変更しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

連結子会社間の合併

2024年4月15日開催の取締役会決議に基づき、2024年6月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である㈱G o o d W a y及び㈱ブルークウォッチカンパニーについて、以下の通り㈱G o o d W a yを存続会社とする吸収合併をいたしました。

(1) 企業結合の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称	㈱G o o d W a y
事業の内容	ブランドリユース事業
被結合企業の名称	㈱ブルークウォッチカンパニー
事業の内容	ブランドリユース事業

②企業結合日

2024年6月1日

③企業結合の法的形式

㈱G o o d W a yを存続会社、㈱ブルークウォッチカンパニーを消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

㈱G o o d W a y

⑤その他取引の概要に関する事項

本合併は、当社グループにおける事業再編の一環として、連結子会社間の組織運営の強化及び業務の合理化・効率化並びに収益の向上を図ることを目的としております。

(2) 合併により取得の対価として交付した株式の種類別の割当比率及びその算定方法並びに交付する株式数
当社の完全子会社間の合併であるため、本合併に係る新株式の交付及び金銭その他の財産の交付はありません。

(3) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当社グループは、店舗等の不動産賃借契約に伴う原状回復義務を有しており、当該契約における賃借期間終了時の原状回復義務に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、不動産賃借契約に基づく資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

当社の一部連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のレジデンス（土地を含む。）を有しております。

2025年5月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益1,273千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下の通りであります。

(千円)

		当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	—
	期中増減額	208,217
	期末残高	208,217
期末時価		208,217

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、増加額は不動産取得（213,572千円）であり、減少額は減価償却費（5,355千円）であります。

3. 期末の時価は、新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
ブランドリユース事業		
ブランド品買取・販売	35,405,024	38,230,132
オークション運営	514,186	517,778
質屋業	174,928	169,197
顧客との契約から生じる収益	36,094,139	38,917,108
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	36,094,139	38,917,108

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、ブランドリユース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、ブランドリユース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
1株当たり純資産額	693円87銭	847円19銭
1株当たり当期純利益	131円96銭	153円98銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	128円09銭	149円47銭

- (注) 1. 当社は、2022年12月28日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 2023年5月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、2023年4月18日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場したため、新規上場日から2023年5月期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	612,187	714,335
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	612,187	714,335
普通株式の期中平均株式数(株)	4,639,200	4,639,200
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	140,000	140,000
(うち新株予約権(株))	(140,000)	(140,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	

(重要な後発事象)

(共通支配下の取引等)

連結子会社間の合併

2025年7月17日開催の取締役会において、当社の連結子会社である㈱宝美堂及び㈱G o o d W a yについて、以下の通り㈱宝美堂を存続会社とする吸収合併について決議いたしました。

(1) 企業結合の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称	㈱宝美堂
事業の内容	ブランドリユース事業
被結合企業の名称	㈱G o o d W a y
事業の内容	ブランドリユース事業

②企業結合日

2025年12月1日(予定)

③企業結合の法的形式

㈱宝美堂を存続会社、㈱G o o d W a yを消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

㈱宝美堂

⑤その他取引の概要に関する事項

本合併は、当社グループにおける事業再編の一環として、連結子会社間の組織運営の強化及び業務の合理化・効率化並びに収益の向上を図ることを目的としております。

(2) 合併により取得の対価として交付した株式の種類別の割当比率及びその算定方法並びに交付する株式数
当社の完全子会社間の合併であるため、本合併に係る新株式の交付及び金銭その他の財産の交付はありません。

(3) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理を行う予定であります。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	9,346,326	12,326,640	1.4	—
1年以内に返済予定の長期借入金	772,276	801,794	1.4	—
1年以内に返済予定のリース債務	6,112	4,948	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	2,268,650	1,915,701	1.4	2026年～2045年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	10,666	5,689	—	2026年～2028年
その他有利子負債 1年以内に返済予定の割賦未払金	177,429	136,399	—	—
その他有利子負債 割賦未払金(1年以内に返済予定のものを除く。)	361,907	277,687	—	2026年～2031年
合計	12,943,367	15,468,862	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 割賦未払金及び長期割賦未払金の平均利率については、割賦料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で割賦未払金及び長期割賦未払金を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

4. 長期借入金及びリース債務、割賦未払金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	623,058	401,470	232,564	190,561
リース債務	3,621	1,972	96	—
割賦未払金	90,943	52,060	50,177	48,107

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、簡便法で処理しており連結貸借対照表に残高がないため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第 8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内
基準日	5 月 31 日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年 11 月 30 日、毎年 5 月 31 日
1 単元の株式数	100 株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り(注)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載 URL は次の通りであります。 https://gt-hd.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

＜次頁以降の「第四部 株式公開情報」は、新規上場時に提出する発行者情報において記載を要する項目となります。＞

独立監査人の監査報告書

2025 年 8 月 27 日

G T ホールディングス株式会社
取 締 役 会 御中

東 光 有 限 責 任 監 査 法 人

東 京 都 新 宿 区

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士

中 川 治

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士

杉 本 拓 司

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている G T ホールディングス株式会社の 2024 年 6 月 1 日から 2025 年 5 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G T ホールディングス株式会社及び連結子会社の 2025 年 5 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上